

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年1月27日時点

～2023年2月27日 2023年2月28日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）
 実施 平成23年5月10日

料金表

第3表 付帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容						
回線制御装置の 種別等に係る料 金の適用	ア～イ (略)						
	ウ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ0</td> <td style="text-align: center;">その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣しないもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣しないもの	保守タイプ2	(略)
区 別	内 容						
保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社が係員を派遣しないもの						
保守タイプ2	(略)						
	エ (略)						

2 料金額

2-2 クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの

区 分	単 位	料 金 額		
		保守タイプ0	保守タイプ2	
本 体	I型	1台ごとに 月額	2,700円 (2,970円)	3,800円 (4,180円)
	II型	1台ごとに 月額	4,000円 (4,400円)	5,300円 (5,830円)
	VI型	1台ごとに 月額	— (5,500円)	5,000円 (5,500円)
付 加 物 品	PoEスイッチ	1台ごとに 月額	— (5,500円)	5,000円 (5,500円)
	PoEインジェクター	1台ごとに 月額	500円 (550円)	700円 (770円)

料金表

第3表 付帯サービスに関する料金

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容				
回線制御装置の 種別等に係る料 金の適用	ア～イ (略)				
	ウ 当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。 クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ2</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ2	(略)
区 別	内 容				
保守タイプ2	(略)				
	エ (略)				

2 料金額

2-2 クラウドWi-Fiアクセスポイントに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
(本体) VI型	1台ごとに 月額	5,000円 (5,500円)

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2023年1月27日時点

～2023年2月27日

2023年2月28日～

<u>ACアダプター</u>	<u>1台ごとに月額</u>	<u>200円</u> <u>(220円)</u>	<u>＝</u>
----------------	----------------	------------------------------	----------

備考

- 1 当社は、付加物品を、本体を利用する回線契約者に限り提供します。この場合において、本体と付加物品に係る回線制御装置の保守の区別は同一とします。
- 2 当社は、本体のVI型については、保守タイプ2に限り提供します。
- 3 当社は、付加物品のP o Eスイッチについては、保守タイプ2に限り提供します。
- 4 当社は、付加物品のACアダプターについては、保守タイプ0に限り提供します。
- 5 当社は、本体のVI型について、1のVI型端末につき1の付加物品のP o Eスイッチ又はP o Eインジェクターを含めて提供します。この場合、P o Eスイッチ又はP o Eインジェクターの利用料金は、VI型の利用料金に含むものとします。
- 6 回線契約者は、本体のVI型の利用において、前項に定める付加物品の他に付加物品の追加利用を希望する場合は、P o Eスイッチに限りその請求をすることができます。この場合、P o Eスイッチの利用料金として、追加1台ごとに月額4,000円（4,400円）の支払いを要します。

<u>(付加物品)</u> <u>P o Eスイッチ</u>	<u>追加1台ごとに月額</u>	<u>4,000円</u> <u>(4,400円)</u>
-----------------------------------	------------------	----------------------------------

備考

- 1 当社は、本体のVI型について、付加物品として1のVI型端末につき1のP o Eスイッチ又は1のP o Eインジェクターを含めて提供します。この場合、P o Eスイッチ又はP o Eインジェクターの利用料金は、VI型の利用料金に含むものとします。
- 2 回線契約者は、本体のVI型の利用において、前項に定める付加物品の他にP o Eスイッチの追加利用を請求することができます。

附 則（令和5年1月25日 CNS1サ第01008568号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年2月28日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。